

議案審査の報告に先立ち、社会文教委員会は、今定例会で当委員会に付託された議案を審査するに当たり、6月4日に全委員出席の下、関係部長、次長、課長、係長などの出席を求め、慎重に審査を行ったことを報告いたします。

議案第30号は「諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設条例の一部改正について」であります。すわっこランドは、平成17年の開設以来、20年以上にわたり、消費税による改定を除き、使用料を据え置いてまいりました。しかしながら、昨今の燃料代をはじめとする物価や人件費等の高騰により、管理運営に要する費用が増加しており、加えて、今後の施設改修や維持管理においても多額の経費が見込まれることから、持続可能な施設運営を図るため、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会からの答申を踏まえ、全ての区分における使用料を令和9年度から改定されるのであります。

主な質疑では、

問 条例の改定により午後八時以降の割引が廃止されることにより相当数利用者が減少するのではないかとの問いに

答 この時間帯の利用者は減少すると思われ、そのうち一割程度の人が定期券や回数券を使用するのではないかと考えられるとの答弁

問 利用者の中には夜の時間帯に主にお風呂を利用したいという方もおられると思うが諏訪市としては夜間の利用を制限したいのかとの問いに

答 現在では、この夜間割引制度が経営を圧迫する要因の一つとなっている。指定管理者からも、ぜひ見直してほしいとの意見をいただいているところ。

そのため、持続可能な施設運営を図る上で、この課題を放置することはできないと判断し、今回夜間割引制度の廃止を提案させていただいたとの答弁

問 特定日について、土曜日、日曜日に加え、7月・8月、そして年末年始を含めると年間で130日近くになる。市民や利用者に対して十分な説明を行わないまま12月の決定後に説明するというお話でした。利用者や市民の立場からすると、こうした進め方は非常に不親切ではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えかとの問いに。

答 夏季や年末年始は、市外からの観光客やレジャー目的の利用者が見込まれる時期であり、こうした繁忙期に応じた料金設定を行うことで、市民の利用が多い平日の料金を抑えつつ、施設の収入を確保することを目的としている。

そのため、市民の皆様への影響は、それほど大きくないのではないかと考えているとの答弁

討論では

使用料金を20年間据え置きする中で630円から950円、約50パーセントアップ。

また、特定日も90パーセントアップの1,200円。さらに利用者に全く説明もなしで、意見を聞く機会もない。使用料検討委員会は全部非公開で私は新聞報道で初めて知った。民主的でないという考えで反対との討論。

現行の料金のままでは運営が立ち行かないという現状は明らかであります。改訂もいたしかたないと賛成の討論。

採決の結果

可否同数により委員長採決にて当委員会は可決であります。

議案第33号「令和8年度 諏訪市一般会計補正予算 第1号」

民生費は、補正額3,614万4,000円（3千614万4千円）で、社会福祉費に、令和8年度介護報酬改定に伴う地域包括支援システムの改修委託料を計上するとともに、生活保護費には、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた、生活保護費の追加給付に要する経費が計上されました。

教育費は、補正額281万8,000円で、社会教育費の公民館費に、上金子区、杉菜池区及び大熊区から要望がありました公民館分館の大規模改修やバリアフリー化改修に係る補助金が計上されております。

また 予算の第2条は、債務負担行為の補正であります。文化センター改修事業（大規模改修工事費）（その4）につきましては、現在の社会情勢を勘案し、令和9年度に予定していた舞台機構設置工事を早期発注するため、その期間 及び限度額を定め、債務負担行為として追加されるものであります。

主な質疑では、

問 民生費の地域包括支援システム改修委託料について、実際に報酬加算されるメニューが増えるという形で実際はどの様なものがあるのかとの問いに

答 処遇改善加算の対象が拡充され、これまで対象であった介護職に加え、その他の職員についても対象となったとの答弁

問 最高裁判決に伴う民生費の生活扶助費等の追加給付について対象となる、生活被保護者の抽出や給付に向けた手続きについては、どのように進めていく予定か。また、実際の支給スケジュールはどのようになっているのかとの問いに

答 給付の関係対象世帯については480世帯。そのうち、現在も生活保護を受給している224世帯は令和8年8月から9月の間に追加給付。

現在生活保護が廃止になっている256世帯は、申請に基づき年度内の支給予定との答弁。

討論では・・・

債務負担行為補正について

文化センター大規模改修は当初から反対をしておりまして、こちらの債務負担行為に関しても反対との討論

文化センターの件に関しましては、すでに工事が着工しており、大規模改修は進んでいる。後はどの様に活用するのかという論点に移すべきだとの賛成討論

文化センター大規模改修事業における債務負担行為の部分については、賛成多数により可決

その他では、討論はなく当委員会は全会一致可決であります。

社会文教委員会は、付託された陳情について6月4日に全委員が出席し、陳情者からの事情聴取を行い、また関係部局のご意見を伺い、慎重に審査いたしました。

陳情第41号 諏訪市教育委員会の目標である地域学校共同本部設置への行程と進捗度のチェック・調査の陳情について

から陳情第43号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情についてまでの陳情書3件について

一括して報告いたします。

陳情第41号 諏訪市教育委員会の目標である地域学校共同本部設置への行程と進捗度のチェック・調査の陳情について

陳情者は宮阪氏です。

主な質疑では

問 豊田小学校の地域事情や既存の地域活動組織の状況について、陳情者の方ほどの程度把握されているのか、また地域学校協働本部の設置は、他の学校と比べて遅れていると判断された、その根拠はどの問いに

答 豊田小学校ではボランティア同士の話あう機会がない。学校のニーズや地域のニーズについてのとりまとめをしていない。

また、中洲小学校は、従来より国型コミュニティースクールを導入し、他のところは昔ながらの、お願いされた学校支援ボランティアをやっているのではないかとの答弁。

問 チーム豊田の活動についてはどんな風に把握されているのかとの問いに。

答 地域学校協働本部と同様な活動をおこなっているが、地域からの課題を吸い上げての活動ではないと認識しているとの答弁

主な意見では

陳情者が述べている内容が不確実な部分が多い。陳情聴取での説明を聞くと不確実な提案型であるとの事で不採択。

コミュニティースクールに関しては、その地域の担い手の問題と職員の負担の問題がある。

今の状況の中で、教育委員会と各学校は、それぞれ工夫しながらコミュニティースクールを運営している。

陳情者のより良くという気持ちと熱意は伝わるが、時期尚早である。

討論はなく、採決の結果当委員会は全会一致不採択であります。

陳情第42号 公民館を地域学校協働本部とする体制づくりの陳情について
陳情者は宮阪氏です。

主な質疑では

問 公民館を中心にするというのは、組織、人材そして、地域との繋がりにおいて無理があるのではないかとの問いに

答 達成に向け、目標を決めて議論を行っていただきたいとの答弁。

問 地域学校協働本部は「公民館でなくてはいけないのか」との問いに

答 他市町村を調べてみると、公民館が中心となっている事例が多く見られた。博物館など他の施設が適している場合もあるかもしれないが、調査結果を踏まえ、公民館を中心とした形が一番良いとの答弁

主な意見では

コーディネーターには、地域や学校の実情を十分に理解して地域と学校との橋渡し役を担っていただいておりますので不採択との意見

陳情者の考え通りに行うためには、組織編制、人材の登用等が必要。 現在諏訪市が進めている状況に問題点はないので不採択との意見

討論はなく、採決の結果当委員会は 全会一致不採択であります。

陳情第43号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

陳情者は、学校教育の中立性を守る長野県民の会 提出代表 向山氏 共同提出者 浜田氏です。

主な質疑では

問 国や県へ意見書を提出するということではなく、諏訪市教育委員会に対する陳情かとの問いに

答 陳情の趣旨といたしましては、教育における政治的中立性という視点を十分にて考えていただくことで、父兄の皆様の不安を取り除くことができるのではないかとこの思いから提出したものです。

なお、意見書の提出については考えておりませんとの答弁

問 諏訪市の平和教育において、政治的中立性が十分に保たれていないといったご所見はあるかとの問いに。

答 諏訪市の平和教育の実情については、私の中に何も情報がございませんとの答弁

問 平和教育の政治的中立性ということで、諏訪市では広島への派遣や、慰霊碑・忠魂碑に関わる取組など、市民が参加する様々な活動が行われています。そうした中で、この陳情の内容の捉え方によっては、そうした活動そのものをやめるべきだという方向に受け止められる可能性もあるのではないかとの問いに

答 かえって平和教育や平和学習が敬遠されるような雰囲気が生まれるということは、少し違うのではないかと考えている。むしろ、政治的中立性という視点から、もう一度しっかりと議論していただき、その上で積極的に平和教育・平和学習を行っていただきたいとの答弁

主な意見では、特に平和教育については、熟慮しなければいけない問題であり、安全については国からの指針が示されている。平和教育については、もう少し研究したほうがよいと考え継続審査との意見

教育基本法第14条2項について、特定の政党支持またはこれに反対するための政治教育、そのたの政治活動についての部分、陳情の内容とズレているとの事から不採択との意見

継続審査について、討論では、継続審査にした場合は、陳情の内容には変化はないため同じ事を審議することになる。諏訪市の平和教育について陳情者は肯定的な意見であり特に問題はない。中身が安全管理の問題 教育内容の問題が混在しているため、主張が2つになっている。14条の2項については、陳情の内容と異なっている。問題は、その現地で何が起きているか、その歴史的背景は何か。あるいは環境に与える問題は何か 事実を知るためには反対の意見も必要だと考える。よって継続審査には不採択との討論。

教育基本法に基づく学校教育の政治的中立および学校保健安全法等の理念に基づき、主権者教育や平和教育において多面的、多角的な視点を確保すること、校外学習・修学旅行等における生徒の安全確保を徹底することは、義務教育を所管する自治体、議会として、当然、重視すべきことであるため、本陳情は採択としたいが、平和教育を担っている教員や、生涯学習の現場において、配慮が過度に強調されることによって、平和教育の取り扱いが慎重になり、結果として教育の機会が失われてしまうことを懸念する。慎重に議論されるべき課題である。よって、この陳情については継続審査としたいとして賛成との討論。

採決の結果 当委員会は賛成多数により継続審査であります。